●長期処方・リフィル処方箋について●

当院では患者様の状態に応じ

・２８日以上の長期の処方を行うこと

・リフィル処方箋を発行すること

のいずれも対応可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方の交付が対応可能かは症状に応じて担当医が判断致します。

○長期処方とは

医師が処方する際、患者の症状が安定している場合には、処方日数の長期の処方を行うことができます。例えば、診療報酬の特定疾患処方管理加算では、28 日以上の処方を評価しています。

○リフィル処方とは

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大 3 回まで反復利用できる処方せんによる処方（令和 4 年度診療報酬で新設）



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください。

※リフィル処方せんの留意点

① 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大３回まで）

② 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。

③ 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。

④薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確

認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況 とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。

⑤患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。